

平成十八年四月二十五日受領  
答弁第二二二八号

内閣衆質一六四第二二八号

平成十八年四月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の遺書の概要については、平成十六年五月六日の公電により外務本省に報告され、同日中に、当時の川口順子外務大臣及び竹内行夫外務事務次官に報告された。当該公電には秘密指定がなされていた。

この公電が外務本省に到着した時刻及び遺書の写しの回覧先については、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、明らかにすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「外務省以外の日本政府機関関係者」の意味が必ずしも明らかではないが、お尋ねが一部報道にある内閣情報調査室の調査に関するものであるとすれば、内閣情報調査室による個別の情報の収集調査の事実の有無については、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。